

「アグリマイティー資金」

【商品概要説明書】

(平成 18 年 10 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	アグリマイティー資金
2. ご利用いただける方	<p>(1)組合員（正組合員・准組合員）</p> <p>(2)農業者等 上記の対象者には以下のものを含む。</p> <p>a 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という）</p> <p>(a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること</p> <p>(b) 一元的に経理を行っていること</p> <p>(c) 原則として 5 年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること</p> <p>(d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること</p> <p>(e) 主たる従事者が目標農業所得を定めていること</p> <p>(a)～(e)は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」(平成 17 年 10 月農水省)で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件。ただし、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。</p> <p>b 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者</p> <p>c 認定農業者</p>
3. ご融資対象資金	農業生産に直結する設備資金・運転資金。
4. ご融資限度額	事業費の 100%の範囲内とする。
5. ご融資方法	<p>(1) 設備・運転資金（長期）: 証書貸付</p> <p>(2) 短期運転資金 : 証書貸付</p>
6. ご融資期間	<p>償還期間は原則として法定耐用年数内に償還すること。</p> <p>(1)長期資金・・・原則として 10 年以内（据置期間 3 年以内） ただし、対象事業に応じ、最長 20 年以内</p> <p>(2)短期資金・・・1 年以内の販売代金振込時までの償還期間とする。 ただし、同一資金での乗換えは認めない。</p>
7. ご融資利率	<p>下記の通りとする。ただし、JA から購入した場合は減算できることとし、短期資金等運転資金については、農産物が当組合の口座へ振込されている場合、「JA から購入する者」として扱う。</p> <p>(1)貸付金利：長期プライムレート（ただし、JA から購入した場合『マイナス 0.3%』減算できる。） なお、短期資金についても同率とし、固定金利は取り扱わない。</p>
8. ご返済方法	元金均等償還（月払いは元利均等償還）とし、年 1 回償還（返済日：任意の月の 10 日）年 2 回償還（間隔は 6 ヶ月とする。償還日：年 2 回特定月の 10 日）毎月償還（返済日：毎月 10 日）のいずれかを選択する。
9. 保証および担保	宮城県農業信用基金協会保証とし、必要に応じ、担保・個人保証を徴求する。 無担保保証料率：0.4%
10. その他	この要領に定めのない事項については、貸出事務手続、オンライン事務手続きにより取扱うものとする。